

店頭通貨バイナリーオプション取引説明書

店頭通貨バイナリーオプション取引を行うにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭通貨バイナリーオプション取引は、金利や通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目次

店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について	2
店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明	6
店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて	9
店頭通貨バイナリーオプション取引の手続きについて	28
店頭通貨バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為	31
当社の概要について	34
店頭通貨バイナリーオプション取引に関する主要な用語	37
店頭通貨バイナリーオプション取引“オプトレ！”取引概要	42

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する店頭バイナリーオプション取引について説明します。

※本取引説明書の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違または疑義がある時は、遅滞なく YJFX!お客さまサービスセンターまで直接ご照会ください。

店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について

商号：ワイジェイ FX 株式会社

登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号 金融商品取引業者

連絡先：0120-724-277

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限のある取引であり、オプションの買い手であるお客さまが、取引時間内に購入したオプションを売却せず、権利行使時点で予測が外れた場合には投資元本の全てを失うこととなる取引です。従って、取引をされるにあたっては、約款および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾していただく必要がございます。

1. お客さまが行う店頭通貨バイナリーオプション取引は、為替レートの変動によって、購入したオプションの価値やペイアウト金額（払い戻される額）が変動するため、利益を得られることや元本が保証されたものではありません。最大でオプション購入合計金額の損失が発生します。
2. オプションについては、オプションを行使できる期間（権利行使期間）に制限があります。オプションの買い手は、取引可能期間内に売却しない時は、自動権利行使制度が適用される（判定時間に権利行使条件に達している）場合を除き、その権利が消滅して支払ったオプション購入金額の全額を失うことになります。
3. 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合、ならびに当社店頭外国為替証拠金取引である外貨 ex 口座（以下、「外貨 ex 口座」といいます。）からのレート配信に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行う場合があります。
4. 本取引では、オプションの購入受付期間中、当社が定める販売停止条件等に抵触した場合、（例：各回号にて定期的に計算される払い出し合計額が、当社の定める上限額を上回る可能性が高くなった場合）、受付停止となる場合があります。

5. 取引システムまたは金融商品取引業者および、お客さまを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、売却等が行えない可能性があります。
6. 相場状況の急変時や重要な経済指標の発表に際し、当社のリスク管理の一環として、購入価格と売却価格のスプレッド幅を広げる場合があります。この時、お客さまの負担する取引コストは、通常時と比較して増加します。
7. 取引手数料は無料です。
8. お客さまが注文執行後にその注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。購入したオプションは、取引期間中であれば売却することはできますが、時価での売却となるため、損失となる場合もあります。
9. お客さま全体の支払金額と受取金額の差額が、当社の収益の源泉となります。
10. 当社は、お客さまからお預かりした預託金については、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口およびみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、預託金が信託口座へ入金されるまでの間は、かかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません。その間も金融庁長官の指定する金融機関（ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、およびセブン銀行）において、預託金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。
11. 当社またはお客さまの資金の預託先業務または財産の状況が悪化した場合は、預託金および、その他お客さまの資金の返還が困難になることで、お客さまが損失を被るおそれがあります。
12. 当社はお客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的として、当社は当社の所定の金融機関、その他の業者等との間でカバー取引を行っております。
カバー取引先
イーフェックス キャピタル エルエルシー
(Effex Capital, LLC) リクイディティプロバイダー/監督官庁なし

オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド

(Australia and New Zealand Banking Group Limited) 銀行業/オーストラリア健全性規制庁

カナダロイヤル銀行

(Royal Bank of Canada) 銀行業/日本金融庁

株式会社みずほコーポレート銀行

(Mizuho Corporate Bank, Ltd.) 銀行業/日本金融庁

株式会社三井住友銀行

(Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本金融庁

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

(The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ, Ltd.) 銀行業/日本金融庁

クレディ・アグリコル銀行 東京支店

(Credit Agricole Corporate & Investment Bank Tokyo Branch) 銀行業/日本金融庁

クレディスイス銀行 ロンドン支店

(Credit Suisse Bank AG , London Branch) 銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構

コメルツ銀行

(Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局

ゴールドマン・サックス証券株式会社

(Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.) 金融商品取引業/日本金融庁

JP モルガン・チェース銀行

(JPMorgan Chase Bank, N.A) 銀行業/米国通貨監督庁および米国連邦準備制度理事会

シティバンク、エヌ・エイ

(Citibank, N. A.) 銀行業/米国通貨監督庁および米国連邦準備制度理事会

スタンダードチャータード銀行

(Standard Chartered Bank) 銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構

ステート・ストリート銀行

(State Street Bank and Trust Company) 銀行業/ボストン連邦準備銀行

ソシエテ・ジェネラル

(Societe Generale) 銀行業/フランス金融市場庁

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社

(Daiwa Securities Capital Markets Co. Ltd.) 証券業/日本金融庁
ドイツ銀行
(Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局
ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー
(Nomura International plc) 証券業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構
バークレイズ銀行
(Barclays Bank PLC) 銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構
BNP パリバ
(BNP Paribas) 銀行業/フランス金融市場庁
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ
(Bank of America, N.A.) 銀行業/米国通貨監督庁および米国連邦準備制度理事会
香港上海銀行
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業/香港金融管理局
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・リミティッド・ライアビリティ・カンパニー
(Morgan Stanley & Co. LLC) 金融商品取引業/米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会および米国連邦準備制度理事会
UBS 銀行
(UBS AG) 銀行業/スイス連邦銀行委員会
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー
(The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構

13. 当社、カバー取引相手方またはお客さまの資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客さまの資金の返還が困難になることで、お客さまが損失を被るおそれがあります。

店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明

店頭通貨バイナリーオプション取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客さまの判断と責任において口座開設手続きを行ってください。

店頭通貨バイナリーオプション取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの投資目的、経験、知識、財産の状況等、さまざまな観点からお客さまご自身がお取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討していただくようお願いいたします。

①店頭通貨バイナリーオプション取引の性質

ワイジェイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する店頭通貨バイナリーオプション取引は店頭通貨デリバティブ取引です。従って、店頭通貨バイナリーオプション取引は相対取引（当社がお客さまの相手方となって行う取引）によって行われます。当社は、店頭通貨バイナリーオプション取引に関してお客さまのカウンターパーティー（取引の相手方）として行動することになり、当社とお客さまとの間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのため、金融商品取引所や商品取引所といった規制市場における保護を受けることはできません。従って、そのような性質から相対取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。また、店頭通貨バイナリーオプション取引は、合理的な投資判断を行う場合、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。また、保有する資産や負債の為替変動リスクの減殺を目的として利用する場合、取引期間が最長 2 時間と比較的短期間であることから、必ずしも投資した金額に見合ったリスク回避の効果が期待できるとは限りません。店頭通貨バイナリーオプション取引を開始される前に、そのような取引の性質と下記に記載するリスクについてのご理解をお願いいたします。

②信用リスク

当社がオプションの発行体となるため、当社の信用状況（当社の破たん、債務不履行等）によっては、オプションの条件達成にかかわらず、投資した金額の全部または一部が返済されずお客さまが損失を被る可能性があります。

③原資産価格（為替レート）変動リスク

本サービスにおいて投資対象であるオプションの購入価格および売却価格や判定価格は、オプションの原資産である為替レート変動の影響を受けます。外国為替市場では、24 時間

常に為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあります（土日・一部の休日を除きます。）、為替相場がお客さまの予測と一致しなかった場合には、お客さまがオプションを購入するために支払ったオプション購入金額の全額を失います。また、対象原資産である為替相場に直接投資するよりも、一般に損失の割合が大きくなります。また、原資産のレートについては、外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの間値（MID レート）を基にして一定間隔のレートを提示しておりますが、レート更新の間隔が相違するため、同時間帯であってもレートの相違が生じる場合があります。

④オプションの価格変動リスク

本取引では、お客さまがオプション購入後に当該取引を取り消すこと（クーリングオフ）はできませんが、各回号の取引可能期間中であれば、お客さまご自身の判断により、購入したオプションの売却取引を行うことができます。時間経過による原資産価格の変動等により、取引期間中、購入したオプションの価格も変動します。購入したオプションが値下がりした場合、権利行使前に売却取引を行ったとしても購入価格よりも下落した価格での売却となり、損失を被る可能性があります。売却取引によって被った損失についてはお客さまが責任を負うこととなります。

⑤流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおけるお取引、普段から流動性の低い通貨でのお取引、あるいはマーケットの変動が激しいために、当社での原資産のレート提示が困難となった場合でのお取引においては、オプションの価格提示も困難となり、当社の通常の営業時間帯であっても、注文を行うことができなくなることがあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難、または不可能となった場合も同様にオプションの価格提示ができず、お取引が一定期間において不可能となるおそれもあります。

⑥オンライン取引に関するリスク

オンライン取引システムを利用したお取引は、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。オンライン取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立するおそれがあります。

オンライン取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客さまに損失が発生するおそれがあります。

また、意図せざる当社またはお客さまの通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間にわたってお客さまの注文が成立せず、お取引において遅延および停止のおそれや、お取引画面に表示される取引にかかわる時間表記が、実際の取引時間と相違し取引機会を逸失するおそれがあります。

⑦法規制リスク

法令等や当社が加入する自主規制団体の規則等の変更は、お客さまにとって、実質的に不利な影響を与える可能性があります。

以上は、店頭通貨バイナリーオプション取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

このように、店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本取引説明書や約款だけに依拠せず、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、取引の特徴、仕組みやリスクについて十分に研究し、お客さまの投資目的、経験、知識、財産の状況等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において行うことが肝要です。

店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて

当社による店頭通貨バイナリーオプション取引は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を順守しています。

1. 店頭通貨バイナリーオプション取引とは

店頭通貨バイナリーオプション取引とは、一般的には、通貨について権利行使価格と判定価格があらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることでできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引のことをいいます。

当社の店頭通貨バイナリーオプション取引では、この「将来の一定期日（または期間）」のことを「判定時間（または権利行使期間）」と呼び、「特定の価格」のことを「権利行使価格」と呼びます。

当社の店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」とは、判定時間における原資産価格が、はしご（ラダー）状に6本設定されている権利行使価格のうち、お客さまが選択された権利行使価格以上となる（コールオプション）か、下回る（プットオプション、権利行使価格と同価格は含みません。）かを予測するヨーロッパタイプのバイナリーオプション取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭通貨デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引）です。各回号に定められた購入受付開始時間から購入受付終了時間までの間に、判定価格がお客さまの選択された権利行使価格以上になると予測する場合はコールオプションを、権利行使価格未満になると予測する場合はプットオプションを、その時のオプションの価格により購入を行っていただき、オプション購入金額をお支払いいただきます。その後、各回号の判定時刻時点で、判定価格が権利行使価格に達している（コールオプションにおいては判定価格が権利行使価格以上になるということ、プットオプションにおいては判定価格が権利行使価格未満になるということ。）場合にはペイアウト金額（1口あたり1,000円）を受け取ることができます。しかし、各回号判定価格が権利行使価格に達していない場合（コールオプションについては、判定価格が権利行使価格未満となること。プットオプションに関しては、判定価格が権利行使価格以上となること。）はペイアウト金額を受け取ることはできず、支払ったオプション購入金額の全額を失います。

2. 口座開設について

当社所定の方法にて、外国為替証拠金取引である外貨ex口座開設後、店頭通貨バイナリーオプション取引に関連した知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引が開始可能になります。なお、既に外貨ex口座をお持ちのお客さまは前述の知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引が開始可能です。

お問い合わせ等は YJFX!お客さまサービスセンターでお受けいたします。

店頭通貨バイナリーオプション取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社で店頭通貨バイナリーオプション取引口座を開設いただくにあたっては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。

- ①店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、約款および本取引説明書を十分に理解し、かつ、これらに異議なく承諾していただくこと。
- ②当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。

(個人のお客さまの場合)

- ご自身の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。
- 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。
- ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- 日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。
- 店頭通貨バイナリーオプション取引約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex 口座）となることを同意いただけること。
- 外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。
- 店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認できていること。
- 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。
- その他デリバティブ取引に関する投資経験年数が 1 年以上あり、店頭通貨バイナリーオプション取引に関する知識、保有する金融資産額および収入、投資目的、ならびにお客さまの申告する取引限度額または損失限度額等について当社所定の基準を満たしていること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

- 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。
 - ・取引担当者は1口座につき1名。
 - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
 - ・日本国内に居住する20歳以上の行為能力を有する個人であること。
 - ・口座名義人である法人に籍があること。
- 取引担当者の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。
- 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- 店頭通貨バイナリーオプション取引約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために、店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex 口座）となることを同意いただけること。
- 金融商品取引業者でないこと。
- 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。
- 取引担当者が店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認でき、またその他デリバティブ取引に関する投資経験年数が1年以上あること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

1. 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。
2. 取引担当者と連絡が取れない場合は、法人代表者にご連絡させていただきます。

3.本人確認書類の提出

平成 20 年 3 月 1 日に施行されました「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、当社におきましては、お客さまご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出していただいております。ご利用いただけるご本人確認書類は下記の通りです。

（個人のお客さまの場合）

I 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか 1 点をご提出ください。

【日本国籍のお客さま】

1. 各種健康保険証（共済組合員証は健康保険証に準じます。）
※後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証はお受けいたしかねます。
2. 運転免許証
3. 日本国が発行する旅券（パスポート）
※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。
※2006 年 3 月 19 日以前に申請したパスポートの場合は、上記に加え外務大臣印ページも必要です。
4. 住民基本台帳カード
※住所、氏名、生年月日の記載があるものがが必要です。
5. 住民票の写し
6. 印鑑登録証明書

【日本国籍以外のお客さま】

7. 外国人登録証明書
8. 在留カード
9. 特別永住者証明書

【ご注意】

- 1～4 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。
裏面に記載がある場合（カード式の国保を除く）は、表裏両面を必ずお送りください。
- 5、6 は作成・発行から 3 カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。
- 7 は在留期間内のもの（コピー可）をご用意ください。
記載の有無にかかわらず、表裏両面を必ずお送りください。
- 8、9 は在留期間内または現在有効なもの（コピー可）をご用意ください。
裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。
- 本籍や国籍が記載されている本人確認書類をご送付いただく場合、本籍や国籍を黒く塗りつぶしてください。（本籍や国籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送りください。）

- 住所変更時には、各種健康保険証の住所が手書きの場合、日本国が発行する旅券の場合、補完書類として公共料金領収証書等が必要となります。
- その他、当社が定める住所確認書類を提出していただく場合がございます。

II 氏名変更の場合（いずれもコピー可）

【日本国籍のお客さま】

1. 戸籍謄本（全部事項証明書）
2. 戸籍抄本（個人事項証明書）
3. 運転免許証
4. 住民票の写し

【日本国籍以外のお客さま】

5. 外国人登録証明書
6. 在留カード
7. 特別永住者証明書

【ご注意】

- 1、2 は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から3カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。
- 3 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。
旧氏名と新氏名が確認できるよう、表裏両面を必ずお送りください。
- 4 は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から3カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。
- 5 は在留期間内のもの（コピー可）をご用意ください。
記載の有無にかかわらず、表裏両面を必ずお送りください。
- 6、7 は在留期間内または現在有効なもの（コピー可）をご用意ください。
裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。

（法人のお客さまの場合）

1. 履歴事項全部証明書

【ご注意】

- 発行から3カ月以内の原本（コピー不可）をご用意ください。
- 商号、住所変更のいかんにかかわらず、本人確認の際に必要となります。

2. 代表者の本人確認書類
3. 取引担当者の本人確認書類

※代表者および取引担当者の本人確認書類は、個人のお客さまの場合と同様です。

4. 取引方法について

「オプトレ！」では、以下の環境でお取引可能です。

- ・パソコン
- ・携帯電話端末（スマートフォン）
- ・タブレット端末

※ いずれもインターネット経由での取引となります。

※ 電話によるお取引は一切受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

※ 動作推奨環境については当社ホームページをご確認ください。

5. 取引時間、取引期間および回号

・取引時間

毎営業日 午前7時25分～翌日 午前5時25分（日本時間）

なお、米国夏時間、標準時間の区別はありません。

・取引期間

1回号あたりの取引期間は、取引開始時から判定時間までの2時間となります。新規購入が可能な時間は判定時間1分前までの1時間59分となり、購入後の売却取引も同じ1時間59分の間に取引可能です。

・回号

各回号は毎営業日午前7時25分から2時間ごとに設定されますので、上記取引時間内において合計11回の権利行使価格の設定と判定時間があります。各回号の詳細な権利行使価格の決定時間と取引可能期間、判定時間については下記の表をご参照ください。

回号	権利行使価格 決定時間	取引可能期間	判定時間
1	午前 7:25	午前 7:25 ～ 午前 9:24	午前 9:25
2	午前 9:25	午前 9:25 ～ 午前 11:24	午前 11:25
3	午前 11:25	午前 11:25 ～ 午後 1:24	午後 1:25
4	午後 1:25	午後 1:25 ～ 午後 3:24	午後 3:25
5	午後 3:25	午後 3:25 ～ 午後 5:24	午後 5:25
6	午後 5:25	午後 5:25 ～ 午後 7:24	午後 7:25
7	午後 7:25	午後 7:25 ～ 午後 9:24	午後 9:25
8	午後 9:25	午後 9:25 ～ 午後 11:24	午後 11:25
9	午後 11:25	午後 11:25 ～ 午前 1:24	午前 1:25

10	午前 1:25	午前 1:25 ~ 午前 3:24	午前 3:25
11	午前 3:25	午前 3:25 ~ 午前 5:24	午前 5:25

各回号において、取引可能期間中（取引開始から判定時間 1 分前まで）は、オプションの購入および購入したオプションの売却を行えます。

※ 為替レートの急変、市場の流動性が乏しい等の状況によっては、各回号の開始時刻、判定時間、オプションの購入が不可能となる時間を変更する場合や、回号自体を中止する場合があります、その場合には、事前取引画面にてお知らせするものとします。

※ 当社システムの機器等の瑕疵もしくは障害または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがございます。

※ なお、当社は法律、政令、規則その他の法令の新設・改廃・経済情勢または為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。

6. 取引可能日

原則として、日本の金融機関営業日となりますが、外貨 ex 口座で為替レートが提示されている状態であれば、日本の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス期間等、当社があらかじめ指定する時間帯を除いて取引できます。

ただし、年末年始・欧米のクリスマス期間等は、為替市場の出来高が激減し、流動性リスクが高くなる可能性があります。

7. 原資産となる通貨

「オプトレ！」で取り扱うオプションの原資産とは通貨ペアのことです。「オプトレ！」で取り扱う通貨ペアは USD/JPY（米ドル/円）、EUR/JPY（ユーロ/円）、EUR/USD（ユーロ/米ドル）、AUD/JPY（豪ドル/円）、GBP/JPY（英ポンド/円）、NZD/JPY（ニュージーランドドル/円）、GBP/USD（英ポンド/米ドル）、AUD/USD（豪ドル/米ドル）となります。

8. 原資産のレート

「オプトレ！」で提示される為替レートは、当社、店頭外国為替証拠金取引の外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの中間値（MID レート）を基にして一定間隔のレートを提示しており、レートの桁数は通貨ペア（USD/JPY（米ドル/円）、EUR/JPY（ユーロ/円）、AUD/JPY（豪ドル/円）、GBP/JPY（英ポンド/円）、NZD/JPY（ニュージーランドドル/円）については小数第 3 位（小数第 4 位以下切り捨て）、通貨ペア（EUR/USD（ユーロ/米ドル）、GBP/USD（英ポンド/米ドル）、AUD/USD（豪ドル/米ドル））は小数第 5 位（小数第 6 位以下切り捨て）まで表示します。

9. 取引数量と金額

【取引単位および金額】

購入時：1口単位（1口あたりの金額は【10円+スプレッド金額】～990円）

（※ 当社注文受付時点で、価格が1,000円となった場合は注文不成立となります。）

ペイアウト金額：1口あたり1,000円

コール：判定価格 \geq 権利行使価格

プット：判定価格 $<$ 権利行使価格

となった場合にペイアウトは支払われます。

なお、それ以外の場合、ペイアウトはありません。

売却取引時：購入時の取引数量ごと（1口あたり10円～【1,000円-スプレッド金額】、10円単位）

※オプション購入時の取引数量については分割して売却することはできません。必ず全口数の売却となりますのでご注意ください。

【購入可能口数・損失限度額】

1取引あたりの購入可能口数は、最大500口（最大で495,000円、1通貨ペア、1回号あたり）となり、投資可能金額の設定により購入可能口数の上限が異なります。購入したオプションを売却したとしても、同回号の同通貨ペアにおいては購入可能口数が増加することはありません。

投資可能金額1万円以上10万円未満 購入可能口数10口

投資可能金額10万円以上50万円未満 購入可能口数25口

投資可能金額50万円以上100万円未満 購入可能口数50口

投資可能金額100万円以上300万円未満 購入可能口数100口

投資可能金額300万円以上600万円未満 購入可能口数300口

投資可能金額600万円以上 購入可能口数500口

お客様の店頭通貨バイナリーオプション取引における年間での損失限度額については、ご登録状況に応じて選択可能です。

お客様のお取引の損失額が、上記損失限度金額に達した場合、お取引を停止させていただく場合がございます。ただし、損失限度額については、お客様自身で管理いただき、損失額を許容できなくなった場合にはご自身で取引を終了していただくようお願いいたします。

10. 呼び値の単位

オプション1口あたりでの最小の値幅（刻み値）は10円です。（例：100円であったコールオプションの価格が最少で上昇した時の価格は110円となります。）

11. 取引の種類および方法

①購入

「オプトレ！」で取り扱う取引の種類は、バイナリーコールオプションおよびバイナリープットオプションで、どちらも新規取引は購入取引のみです。権利行使価格については 6 つの価格（ラダー）を提示いたします。オプション購入時には、対象となる回号の判定時間において、原資産価格が権利行使価格以上になると予測すればコールオプションを、権利行使価格未満になると予測すればプットオプションを選択して購入します。

②取引の取消

成立したオプション取引は、取引可能期間内、もしくは判定時間前であっても取り消すこと（クーリングオフ）はできません。

ただし、取引の健全性、システム障害発生等に照らし当社が不相当と判断した場合は、取引成立後であっても、当社はその取引を取り消すことがあります。

③売却

注文の取り消しはできませんが、取引可能期間中には購入したオプションの売却が可能です。ただし、売却を行った場合の受取代金は、相場状況等により投資した金額を下回り、損失を被る場合があります。

12. 取引手数料

「オプトレ！」の取引手数料は無料です。

13. 権利行使の方法

「オプトレ！」で取り扱うバイナリーオプションはヨーロピアンタイプ（判定時間のみに権利行使が可能なオプション）と呼ばれる方式を採っており、判定時間に自動的に権利行使がなされます。

14. 権利行使の判定

オプション購入後の判定時間において、お客さまが購入されたオプションの判定価格が権利行使価格に達している（コールオプションにおいては判定価格が権利行使価格以上になるということ、プットオプションにおいては判定価格が権利行使価格未満になるということ。）と当社が判定した場合には、お客さまは購入した口数に応じたペイアウト金額を受け取ることができますが、権利行使価格に達していないと当社が判定した場合には、お客さまは支払ったオプション購入金額の全額を失うこととなります。権利行使の判定には、判定時間（権利行使を判定する時刻）における外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの中間値（MID レート）を基にし、取引システム上で自動的に判定処理を行います。

※ 権利行使の判定は、判定時間の「判定価格」でのみ行います。判定時間前に権利行使の条件を満たしていたとしても、判定時間に条件を満たしていない場合はペイアウトの対象にはなりませんので、ご注意ください。

※ 権利行使の判定に使用する「判定価格」は、判定時間の最新レートを採用します。

※ 判定時間を迎えた時に、予期せぬ事象により外貨 ex 口座からのレート配信が一定期間（判定時間前の 1 分間）止まっていた場合、当社の判断で当回号を中止とし、強制払い戻し（購入代金と同額の返金）を実施する場合があります。

<判定時間および売却時の価格状況の例示>

（参考例）下記条件で（コールもしくはプットのどちらかを）1 口購入したと考えます。

原資産：USD/JPY（米ドル/円）

権利行使価格：100.100 円

購入価格：コール=600 円、プット=450 円

※ 全て単位は円です。

a) 判定価格 > 権利行使価格であった場合（判定価格 = 100.200 円）

	購入代金	ペイアウト	取引損益
コールの場合	600	1,000	400
プットの場合	450	0	-450

従って、コールを購入していた場合は 400 円の利益、プットを購入していた場合は 450 円の損失となります。

b) 判定価格 = 権利行使価格であった場合（判定価格 = 100.100 円）

	購入代金	ペイアウト	取引損益
コールの場合	600	1,000	400
プットの場合	450	0	-450

従って、コールを購入していた場合は 400 円の利益、プットを購入していた場合は 450 円の損失となります。

c) 判定価格 < 権利行使価格であった場合（判定価格 = 99.900 円）

	購入代金	ペイアウト	取引損益
コールの場合	600	0	-600
プットの場合	450	1,000	550

従って、コールを購入していた場合は 600 円の損失、プットを購入していた場合 550 円の利益となります。

d) 売却した場合（売却時の原資産価格=100.000 円）

売却価格：コール=500 円、プット=400 円

	購入代金	売却代金	取引損益
コールの場合	600	500	-100
プットの場合	450	400	-50

従って、コールを購入していた場合は 100 円の損失、プットを購入していた場合 50 円の損失となります。

※ 価格の状況はあくまでも例示であり、実際の価格とは異なります。

15. 権利行使価格の設定方法

権利行使価格については、取引開始時刻の直前の原資産価格を基準として、当該原資産の過去の価格変動を加味した上で、6 つの権利行使価格を決定します。

16. 権利行使価格の追加設定

取引時間開始後に権利行使価格を追加することはありません。

17. 購入価格の決定方法

コールオプションおよびプットオプションの購入価格はおのおの、「取引終了までの期間」、「原資産価格」等のいくつかの要因を用いてブラック・ショールズ式を用いた結果得られた値に、スプレッドを考慮して算出します。従ってコールオプションおよびプットオプションの取引価格の合計は、ペイアウト額とは一致いたしません。また、オプション価格の更新については、「原資産価格（外貨 ex の Mid レート）」や「取引終了までの期間」、「ボラティリティ（価格変動性）」を一定間隔で参照して（項目ごとに参照のタイミングは相違します。）算出します。スプレッドの変更時にはその変更後のスプレッドを用いて、算

出し直しオプション価格として提示いたします。

下記の例によりご確認ください。

- ・スプレッドを加味しない場合

ペイアウト金額 1,000 円 = コールオプション価格 600 円 + プットオプション価格 400 円

- ・スプレッドが 40 円とした場合

ペイアウト金額 1,000 円 ≠ コールオプション価格 620 円 + プットオプション価格 420 円

となります。

※ あくまでも参考例ですので、実際のスプレッドとは異なります。

18. 売却価格の決定方法

取引期間中のオプションの売却価格は、購入価格と同様の計算方法で算出されますが（当社の価格算出時に用いる各設定値は購入価格算出時と異なります。）、売却価格にもスプレッドがあり、また原資産の価格変動等により売却価格も変動しますので、売却価格が購入価格を下回ることがあり、損失を被る場合があります。オプション売却価格の更新についても購入価格と同様の間隔で算出します。

- ・スプレッドを加味しない場合

売却代金 1,000 円 = コールオプション価格 600 円 + プットオプション価格 400 円

- ・スプレッドが 40 円とした場合

売却金額 1,000 円 ≠ コールオプション価格 580 円 + プットオプション価格 380 円

となります。

※ あくまでも参考例ですので、実際のスプレッドとは異なります。

19. 取引代金の授受

取引代金の授受の時期については下記の通りです。

① 購入時の代金

購入取引が成立した時点で、速やかに購入代金がお客さまの「オプトレ！」口座の預託金残高から差し引かれます。

② 売却時の代金

売却取引が成立した時点で、速やかに売却代金がお客さまの「オプトレ！」口座の預託金残高に入金反映されます。

③ ペイアウトの代金

判定時間となった時点で、条件を達成していれば当社システム判定後、順次ペイアウト代金がお客さまの「オプトレ！」口座の預託金残高に入金反映されます。

20. ペイアウト

判定時間において、お客さまが購入されたオプションが権利行使条件を満たしていると当社が判定した場合、お客さまは購入時に決められたペイアウト金額を受け取ることができ

ます。また、判定時間において、「権利行使価格」と「判定価格」が同一となった場合には、コールオプションについては、権利行使条件を満たしているとし、ペイアウト金額をお支払いたします（プットオプションについては、条件を満たしていないためペイアウトはありません。）。なお、ペイアウト金額ならびに「権利行使価格」と「判定価格」が同一となった場合のご返金は、権利行使を当社システムにて判定後、順次、お客様の「オプトレ！」取引口座に入金されます。

21. 取引の相手方

「オプトレ！」は相対取引ですので、当社がお客様から取引の注文を受けた場合、当社が相手方となって取引を成立させます。

22. 注文の指示

お客様は当社に「オプトレ！」取引の注文をする場合、次の事項の指示をするものとします。

- ・通貨ペア
- ・権利行使価格
- ・購入区分（選択した権利行使価格のプット、コールの別）
- ・オプション購入口数

※注文時に価格を指定（指値）することはできません。購入、売却共に当社の店頭通貨バイナリーオプションの注文方法は成行注文のみとなります。当社の成行注文は注文価格を指定しない注文方法になります。成行注文は、お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間および当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

23. 取引停止条件

当社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させていただく場合がございます。

(1) 経済環境の急変等により、お客様の取引が一部のオプションに偏重し、当社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回事業の新規の購入を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。

(2) 天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、当社からのレートの提示が困難となった場合や、システム障害等予期せぬ事態により、取引の継続が困難であると当社が判断した場合には、売却取引も含めた全ての取引停止および状況に応じた強制払い戻しの手続き（購入金額の返金）を行うことがあります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売

却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。

(3)「オプトレ！」取引により生じた損失が、お客さまが設定された損失限度額を超過した場合、損失が発生した日の翌営業日から同年12月の最終営業日まで取引を停止させていただきます。

(4)「オプトレ！」の1日の取引額が、500万円(1日のお取引限度額)を超過した場合、超過した翌回号から、当日の11回号終了まで取引を停止させていただきます。

(5)「オプトレ！」取引に関して、当社が認めていないシステムツール等を、お客さまが利用していると当社にて判断した場合、取引を停止させていただきます。

24. 必要証拠金の有無

「オプトレ！」では、購入金額や売却金額、ペイアウト金額は購入時・判定時にそれぞれ資金の授受が完了するため、反対売買を行った際に清算が完了する外国為替証拠金取引と違い、証拠金は必要ありません。ただし、完全に前払いとなっているため、預託金が口座にない場合にはオプションの購入ができません。

25. ロスカット規制

「オプトレ！」では、1取引あたりの最大損失額は購入金額に限定されているため、損失の拡大を限定することを目的としたロスカットはありません。

26. 追加証拠金

「オプトレ！」は、1取引あたりのオプション購入金額は、購入時のお支払代金で全てお支払いいただくこととなりますので、当社がお客さまに対して追加で金銭を請求することはありません。従って、外国為替証拠金取引における追加証拠金はありません。

27. 資産の保全について(区分管理)

当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客さまからお預かりしている口座の預託金については三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。

この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場合、

(1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から受益者代理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還いたします。

(2) 受益者代理人を通して、お客さまに実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。

ただし、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。

また、入金額については原則として営業日ごとに信託保全金額として顧客区分管理必要額を当社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします(三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません)。この時、外貨建

て資産については、当社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

そのため、お客さまよりお預かりした時点から信託されるまで最大 2 営業日のタイムラグが生じますので、お預かりした時点の資産とお客さまに返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。ただし、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。また、当社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客さまからお預かりしている資産が当社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。

当社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客さまに対してその時点の信託保全金額を上限としてお客さまに帰属すべき顧客区分管理必要額（当社がお客さまに返還すべき証拠金等の額）により案分された額の金銭を分配して返還いたしますが、返還の際、お客さまの個人情報を受益者代理人および信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、ワイジェイ FX 株式会社のお客さまの資産の返還を保証するものではなく、お客さまも三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。

また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行はワイジェイ FX 株式会社の運営、および受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。

28. 預託金の入金

「オプトレ！」口座への入金の外貨 ex 口座から「オプトレ！」口座への口座振替を行うことにより速やかに反映されます。

なお、入金操作は「オプトレ！」取引画面からもクイック入金が行えます。

外貨 ex 口座から振替を行った場合、外貨 ex 口座の証拠金の残高が減少しますので、外貨 ex 口座の取引状況に影響が出る場合がございます。詳しくは、外貨 ex 口座への入金方法と合わせて、外貨 ex 取引説明書または当社ホームページをご確認ください。

29. 預託金の出金

「オプトレ！」口座からの出金は「オプトレ！」口座から外貨 ex 口座への口座振替(出金)を行うことにより外貨 ex 口座に即時反映されます。

なお、出金操作は「オプトレ！」取引画面からも行えます。

外貨 ex 口座への振替出金後、外貨 ex 口座から出金手続きを行ってください。

外貨 ex 口座からの出金方法につきましては、外貨 ex 取引説明書または当社ホームページをご確認ください。

30. 口座番号・パスワードの管理

「オプトレ！」と外貨 ex 口座、トレードコレクター口座は同一の口座番号・パスワードとなります。

お取引画面にログインする際の口座番号およびパスワード（暗証番号）はお客さまを特定する重要な情報となりますので、その管理には十分なお配慮をお願いいたします。

お客さまご本人以外にパスワード等が漏えいし、第三者がお客さまの名義で取引を行った場合等には、お客さまに重大な影響や損害を及ぼすおそれがあります。

お客さまはパスワードを指定することができますが、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けてください。

また、お取引画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更いただき、パスワードが第三者に漏えいしないようご注意ください。

いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。

31. アカウトロック

「オプトレ！」取引画面にログインする際に、「オプトレ！」口座番号（ログイン ID）、パスワードの操作を連続して複数回誤って入力されると口座がロックされ、ログインおよびお取引ができなくなります（アカウトロック）。

※外貨 ex 口座とオプトレ！口座、トレードコレクター口座のログイン操作は連動しているため、外貨 ex 口座やトレードコレクター口座にてアカウトロックとなった場合は、同時にオプトレ！口座もアカウトロックとなります。

アカウトロックの解除が必要な場合は、YJFX!お客さまサービスセンターまでご連絡ください。解除にかかる当社所定の方法をご案内いたします。

32. 取引終了の事由

約款第 29 条 2 項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約されることとなります。主な解約事由は以下の通りです。

- a. お客さまが当社に対し外貨 ex 口座、オプトレ！口座またはトレードコレクター口座の解約の申し入れをした時。
- b. お客さまが約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。
- c. 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- d. お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。
- e. お客さまが、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っているとして判断した場合。
- f. 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると

認めた場合。

33. お客さまへのご連絡

取引状況や入出金の確認等、当社が必要と判断した場合等には、当社の所定の方法により（電子メールを含みます。）ご連絡いたします。

34. お客さまとの通話の録音について

お客さまの間のお取引の管理を正確に行うために、お客さまとの通話については録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

35. 取引成立の報告

「オプトレ！」では約定したお取引について、原則として書面（契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を含みません。）は交付いたしません。

お取引の報告については、電磁的方法により、交付させていただきますので、ご了承ください。

なお、書面による交付をご希望のお客さまは別途、YJFX!お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

36. 益金に係る税金

年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益（為替利益－経費）が課税対象になります。よって取引中の金額や入出金した金額分ではございません。

また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として申告分離課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算することができます。

最終的な雑所得等の合計額が年間で 20 万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が 2,000 万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をしなくてはなりません。

平成 24 年 1 月 1 日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、住民税が 5%となります。

なお、個人の場合、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日の 25 年間にわたり、復興特別所得税として所得税額に 2.1%を乗じた 0.315%の付加税が追加的に課税されます。

その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

※雑所得とは、年金や恩給等の公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金のように、他の 9 種類の所得（利子所得、配当

所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得)のいずれにもあたらない所得をいいます。

法人が行った店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客さまに店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該当社の所轄税務署長に提出します。

なお、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか、または国税庁タックスアンサー (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>) へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

37. 行政への報告

当社とお客さまとの間の店頭通貨バイナリーオプション取引は「外国為替及び外国貿易法」に規定される「資本取引」に該当すると解されます。従いまして、本来ならば財務省令で定められた額（1億円に相当する額）を超えるお取引を行った場合は、お客さまならびに当社は日本銀行を経由して財務大臣に報告の義務がございます。

しかし、当社では同法の規定に従い「資本取引の相手方となる者の報告を要しない届け出」を行い、「届け出者」としてお客さまに代わって一括報告を行いますので、お客さま個々の届け出の必要はございません。ただし、関係法令の変更等により、お客さまに手続きをしていただくケースが生じるおそれがございますので、あらかじめご留意願います。

38. システム障害が発生した場合

当社の取引システムに障害が発生した場合には、市場の変動等を勘案の上、適切な処置をとらせていただく場合がございます。詳細につきましては、お取引画面もしくは当社 Web サイトからご案内いたします。

39. システムの仕様等の変更

当社はセキュリティー等の都合によりやむを得ない場合に、お客さまに事前の通知なく、システムの仕様等を変更する場合がございます。

40. 本取引説明書の変更および同意方法

本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、または監督官庁の指示、その他必要が生じた時に改訂されることがあります。

なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。

この場合、お客さまは、原則として Web サイトにて当該変更にご同意いただいた場合に限り、

本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。

※本取引の開始および継続には、初回ログイン時と改訂時に、原則としてブラウザーにてパソコン版取引画面またはタブレット版取引画面、スマートフォン版取引画面、またはオペトレ！iPhone 版アプリから同意を行っていただく必要がございます。

なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客さまのご要望に応じ、書面にて新たな店頭通貨バイナリーオプション取引説明書を送付するものとします。

当社とお客さまとの店頭通貨バイナリーオプション取引に関し、ご不明な点がございましたら、YJFX!お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

YJFX!お客さまサービスセンター

電話 : 0120-724-277

月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00(年末年始および祝日を除く)

URL : <http://www.yjfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。

店頭通貨バイナリーオプション取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭通貨バイナリーオプション取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

a. 知識確認テストの実施

「オプトレ！」の取引を開始するに際し、オプションに関する知識を確認するため、テストを行っていただきます。このテストで一定基準を満たし、合格になった場合のみ取引が可能になります。一定の点数に満たなかった場合、当日中は取引を開始できません。翌日以降再度テストを受けていただきます。

b. 本取引説明書の交付を受ける

確認テスト合格後、当社から約款、本取引説明書が交付されますので、店頭通貨バイナリーオプション取引の概要やリスク等について十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された当社の定める様式による確認書をご覧ください。

c. 店頭通貨バイナリーオプション取引口座の設定

お客さまの店頭通貨バイナリーオプションに関する取引経験や経験年数、取引に際しての最大損失額等の設定をご登録いただきます。

d. 預託金の差し入れ

取引の注文をする際には、事前に、当社外貨 ex 口座からの振替にて、当該取引に必要な預託金を差し入れていただきます。以上の手続きにより、オプションの新規購入が可能となります。

(2) 注文の指示

店頭通貨バイナリーオプション取引の注文をする時は、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。なお、オプションの取引価格については指示できず成行のみとなり、当社のシステムにお客さまの注文が到達した際の価格がお取引の価格となります。

①新規購入時

a. 通貨ペア

b. 権利行使価格

c. 購入区分（権利行使価格のプット、コールの別）

d. オプション購入口数

②売却取引時

・売却する注文の指定

売却取引は数量の一部を指定することはできません。1回の購入分全ての口数を売却することとなります。

1回の購入単位を最小の単位として、以下の方法での選択一括売却も可能です。

- I 全てのオプションの選択
- II 購入単位ごとの複数オプションの選択
- III 通貨ペアごとの選択

・下記のような場合等は一括売却を選択されたとしても、全部もしくは一部注文の執行がなされないことがあります。

- a. 一括売却注文は、購入がなされた順番（先入先出）に売却を執行します。そのため、後の順で執行される注文が売買可能時間を超えてしまうと、売却の執行が間に合わないことがあります。
- b. 為替市場の急激な変動等の要因により、オプション価格の生成がなされていない場合、注文の執行ができません。この場合、一括売却注文を発注されたとしても、価格が生成されていないオプションについては売却が執行されません。

一括売却注文を行っても執行されなかった注文がある場合、画面上に不執行の旨が表示されます。不執行となったオプションは残高が残っているため、残高の表示をご確認ください。

（スマートフォン経由での発注の場合は、一括売却は選択できません。）

(3) 預託金

店頭通貨バイナリーオプション取引の注文をする時は、事前に、当社に所定の預託金を差し入れていただきます。

(4) 注文をした取引の成立

注文をした店頭通貨バイナリーオプション取引が成立した時は、(6) に定めるところに従って成立した取引の内容等を電磁的方法によりご報告します。

(5) 手数料

店頭通貨バイナリーオプション取引における手数料は無料となります。

(6) 取引成立の報告

お客様の「オプトレ！」取引に係る注文は、注文が成立次第、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客さまに交付します。なお、取引報告書の交付は「契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取引規則」に基づき電磁的方法により行います。

(7) 電磁的方法による書面の交付

当社はお客さまへの書面の交付を取引画面において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付により、発行させていただきます。

(8) その他

当社からの通知書や報告書の記載内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義が生じた場合、遅滞なくその旨を YJFX!お客さまサービスセンターまで直接ご照会ください。

店頭通貨バイナリーオプション取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

YJFX!お客さまサービスセンター

電話 : 0120-724-277

月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00(年末年始および祝日を除く)

URL : <http://www.yjfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。

店頭通貨バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭通貨バイナリーオプション取引、または顧客のために店頭通貨バイナリーオプション取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下、「店頭通貨バイナリーオプション取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために店頭通貨バイナリーオプション取引を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する行為
- c) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話を掛けて、店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の前日1年間に、2以上の店頭通貨バイナリーオプション取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭通貨バイナリーオプション取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクの回避のための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為

- g) 店頭通貨バイナリーオプション取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため、当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h) 店頭通貨バイナリーオプション取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i) 店頭通貨バイナリーオプション取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約に基づく店頭通貨バイナリーオプション取引行為をすることその他の当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する行為

q) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭通貨バイナリーオプション取引をする行為

r) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人である時は、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭通貨バイナリーオプション取引にかかる注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭通貨バイナリーオプション取引をする行為

s) 店頭通貨バイナリーオプション取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t) 店頭通貨バイナリーオプション取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭通貨バイナリーオプション取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

当社の概要について

1 商号および名称

ワイジェイ FX 株式会社

(金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 271 号)

2 設立年月日

平成 15 年 9 月 1 日

3 資本金

4 億 9 千万円

4 本店所在地

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

5 役員 の 状 況

役員名	氏名または名称
代表取締役社長 CEO	伊藤 雅仁
取締役	多治川 友之
取締役	荒川 佳一朗
監査役	吉井 伸吾

6 株式等の状況

氏名または名称	住所または所在地	保有株式数	出資額	割合
ヤフー (株)	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号	16,200 株	810,000,000 円	100.00%
計 1 名				100.00%

7 加入している協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

8 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話：0120-64-5005

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

URL：http://www.finmac.or.jp/

9 特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置および紛争解決措置

第二種金融商品取引業務に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」

電話：0120-64-5005

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

URL：http://www.finmac.or.jp/

10 沿革

年月	内容
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万に増資
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24 時間受付開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始

平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24 時間受付開始
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 24 年 2 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 16 階に移転
平成 25 年 1 月	全株式を（株）サイバーエージェントからヤフー（株）へ譲渡
平成 25 年 7 月	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号 ミッドタウン・タウンタワー20 階に移転
平成 25 年 9 月	店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」サービス開始
平成 26 年 3 月	ワイジェイ FX 株式会社に社名変更 取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービスを会社分割によりインヴァスト証券株式会社へ譲渡し、当該サービスの提供を終了
平成 27 年 3 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス提供終了
平成 27 年 5 月	店頭外国為替証拠金取引「トレードコレクター」サービス開始

11 行っている業務

- ・ 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業
（インターネットを介した店頭による店頭外国為替証拠金取引業）
- ・ 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
（インターネットを介した取引所における外国為替証拠金取引業）

12 苦情受付窓口

YJFX!お客さまサービスセンター

電話 : 0120-724-277

月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00(年末年始および祝日を除く)

URL : <http://www.yjfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。

店頭通貨バイナリーオプション取引に関する主要な用語

※店頭通貨バイナリーオプション取引においてよく用いられる用語は以下のような意味を有します。ただし、当社との間の取引に関して、約款または本取引説明書において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客さまの責任にてご確認ください。

アウトオブザマネー；アットザマネー；インザマネー

オプションの買い手が権利行使をすると損失が生じる状態をアウトオブザマネー、対象商品（原商品）の市場の現在価格とオプションの権利行使価格とが等しい状態をアットザマネー、買い手が権利行使をすると利益が生じる状態をインザマネーといいます。インザマネーは、コールオプションの場合は原商品の市場の現在価格が権利行使価格より高い時、プットオプションの場合は低い時がこれに当たります。

アスク (Ask)

プライスを提示する側の売り値のこと。オファーと意味は同じです。提示された側はそのプライスを買うこととなります。（⇔ビッド）

アメリカンオプション

将来の一定期日までであれば、取引時間内のいつでも権利行使ができるオプション取引のこと。（オプトレ！では、アメリカンオプションは取り扱いません。）

オプション購入価格（オプションこうにゆうきんがく）

オプションの買い手がオプションの売り手にその対価（プレミアム）として支払う金銭をいいます。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

原資産（げんしさん）

先物やオプション取引のベースとなる金融商品や現物商品のことを指します。通常は、株式、債券等の個別金融商品から通貨、株価指数、作物、天気、気温等デリバティブ取引における基準となる商品等の事を総称して「原資産」といいます。「オプトレ！」は店頭通貨

バイナリーオプション取引ですので、原資産は各種通貨ペア（米ドル/円等）のレートのことを指します。

権利行使（けんりこうし）

オプションの買い手はその権利を実行し、プットオプションの場合は原商品の売付取引（売り手にとっては買付取引）を、コールオプションの場合は原商品の買付取引（売り手にとっては売付取引）を成立させることをいいます。

権利行使価格（けんりこうしかかく）

オプションの買い手が権利行使をする時の原商品の価格としてオプションの取引時に決めたものをいいます。バイナリーオプションにおいては、この権利行使価格と判定時間の価格を比較してペイアウトになるか、権利消滅になるかの判定を行います。

権利行使期間（けんりこうしきかん）

オプションの買い手が権利行使をすることができる期間をいいます。オプションの取引日から期日までの間いつでも権利行使が可能なアメリカンオプションと、オプションの期日に限り権利行使が可能なヨーロピアンオプションとがあります。オプションの買い手が同期間内に権利を実行しない場合は、自動権利行使制度の適用のない限り、権利消滅となります。

コールオプション

原商品をあらかじめ定めた価格（権利行使価格）で期日までに（ヨーロピアンオプションの場合は、期日に）買い付けることのできる権利を買い手に与える契約をいいます。コールオプションの売り手は原商品を売り付ける義務を負います。

裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きのこと。ADRともいいます。

自動権利行使制度（じどうけんりこうしせいど）

権利行使期間内に権利行使の申し出のなかったインザマネーのオプションについて、買い手から権利放棄の意志表示のない限り、権利行使の申し出があったものとして取り扱うことをいいます。

スリッページ

注文時の表示価格と実際の約定価格の差のことをいいます。当社の店頭通貨バイナリーオプションの注文方法は成行注文のみとなります。当社の成行注文は注文価格を指定しない

注文方法になります。成行注文は、お客さまの端末と当社のサーバーとの間の通信時間および当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客さまの発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客さまにとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

デジタルオプション

権利行使期日に一定の条件を満たした場合に、一定の金額を受け渡しするオプションのことで、バイナリーオプションともいいます。デジタルオプションでは、購入者は、条件を満たした場合、一定のペイアウト金額を受け取ることができ、条件を満たせなかった場合はそのオプションが無効となります。（オプション料の支払った分がゼロとなります）

デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭外国為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

売却取引（ばいきゃくとりひき）

購入したオプションを、取引可能期間内に売却すること。

バイナリーオプション

通貨について権利行使価格と判定価格があらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引のことをいいます。

判定時間（はんていじかん）

ヨーロピアンタイプのオプションにおいて、権利行使価格と原資産の価格を比較する時間をいいます。（一般的には権利行使期日という）。また、この時間の価格を判定価格といいます。

ビッド (Bid)

プライスを提示する側の買値のこと。提示された側はそのプライスを売ることとなります。
(⇔アスク)

プットオプション

原商品をあらかじめ定めた価格（権利行使価格）で期日までに（ヨーロピアンオプションの場合は、期日に）売り付けることのできる権利を買い手に与える契約をいいます。プットオプションの売り手は原商品を買付けける義務を負います。

ブラック・ショールズ・モデル

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズの両氏が考案したオプション価格の算出モデル。原資産の現在価格、オプションの権利行使価格、権利行使期日までの期間、権利行使日までの原資産のボラティリティ（価格変動率）、非危険資産利子率の5つの変数により、ヨーロピアンオプションの理論価格を算出します。

プレーンバニラオプション

単純なコールオプションやプットオプションのこと。これにさまざまな条件を付したものが一般的にエキゾチックオプションと呼ばれます。当社で取り扱う店頭通貨バイナリーオプションは、エキゾチックオプションの一つです。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債等リスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

ヨーロピアンオプション

将来の一定期日にしか権利行使ができないオプション取引のこと。アメリカンオプションとの区別。「オプトレ！」ではヨーロピアンオプションのみを取り扱います。

ラダーバイナリーオプション

対象となる原資産（「オプトレ！」においては通貨ペア）の価格が取引終了時点において「〇〇円（権利行使価格）以上」か「〇〇円より下落」となるかを予測してそれに対応するオプションを売買する取引のことをいいます。ひとつの原資産に対して、はしご（Ladder）状に基準となる値段が複数（「オプトレ！」では6本）設定されます。取引終了時点で、原資産の価格が選択したオプションの権利行使価格に達していれば定められたペイアウト金額での清算、達していなければ投資金額の全額を失います。

レンジバイナリーオプション

将来の一定期日あるいは一定期間内において、価格のレンジの上限・下限のどちらにも達しなかった場合にペイアウトの支払いを受け取ることができるオプションのこと。ダブルノータッチオプションともいいます。

ワンタッチオプション

取引終了までに設定条件に一度でも達するかどうかを予測する取引です。取引終了前に設定レベルに達した場合はペイアウト、達しなかった場合は投資した資金はゼロとなります。当社のバイナリーオプションは、判定時刻の価格でのみ判定するため、一度でも条件を達成すればよいワンタッチオプションとは異なります。

店頭通貨バイナリーオプション取引 “オプトレ！” 取引概要

当社の提供する店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」の取引概要です。

「店頭通貨バイナリーオプション取引約款」「店頭通貨バイナリーオプション取引説明書」および、以下の内容をよくお読みいただき、十分ご理解の上ご利用ください。

取引の種類	店頭通貨バイナリーオプション取引 愛称：オプトレ！
-------	------------------------------

■ 手数料

取引手数料	無料
入金手数料	無料 (外貨 ex 口座からの振替のみとなっています)
出金手数料	無料 (外貨 ex 口座への振替のみとなっています)

■ 取引日 注文受付時間

取引期間（時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引期間：2 時間 取引可能期間：1 時間 59 分 判定期間：1 分 ・ 取引時間 毎営業日 午前 7 時 25 分～翌午前 5 時 25 分（日本時間） 通貨ペアごとに合計 11 回の権利行使価格の設定と判定時間があります。
コールセンター 受付時間	月曜～金曜午前 9:00～午後 5:00（年末年始および祝日を除く）

■ 入出金

入出金について	入金には外貨 ex 口座からの振替と、出金については外貨 ex 口座への振替となります。外貨 ex 口座から振替を行った場合、証拠金の残高が減少しますので、外貨 ex の取引状況に影響が出る場合がございます。詳しくは外貨 ex の取引説明書をご覧ください。
---------	--

購入代金の前払い	オプション購入に際し、オプトレ！口座に購入代金全額がなければ注文を受け付けすることはできません。取引開始前にオプトレ！口座への入金が必要となります。
受渡日	<p>成立後、受渡となりますので、注文当日が受渡日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション購入時には口座から速やかに購入合計金額がオプトレ！口座より差し引かれます。 ・オプション売却時にはオプトレ！口座に速やかに売却代金が反映されます。 ・権利行使確定時にはオプトレ！口座に当社システム判定後、順次、ペイアウト代金が反映されます。

■ 取扱商品詳細

通貨ペア	参照する為替レート
USD/JPY (米ドル/円)	<p>当社店頭外国為替証拠金取引外貨 ex 口座のレート (MID : 仲値) を参照します。</p> <p>権利行使の判定に使用する桁数は通貨ペア (USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)) については小数第 3 位 (小数第 4 位以下切り捨て)、通貨ペア (EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)) は小数第 5 位 (小数第 6 位以下切り捨て) まで表示します。</p>
EUR/JPY (ユーロ/円)	
GBP/JPY (英ポンド/円)	
EUR/USD (ユーロ/米ドル)	
AUD/JPY (豪ドル/円)	
NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)	
GBP/USD (英ポンド/米ドル)	
AUD/USD (豪ドル/米ドル)	

■ オプションの概要

取扱オプションの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭通貨バイナリーコールオプション ・店頭通貨バイナリープットオプション
権利行使価格	取引開始時に 6 本の権利行使価格 (ラダー) を設定します。

<p>権利行使価格の設定方法</p>	<p>各回号の購入受付開始1分前の原資産価格、およびヒストリカルボラティリティを用いて、各権利行使価格が均一の幅となるよう設定します。</p> <p>例： 購入受付開始1分前の原資産価格 98.500、ヒストリカルボラティリティ 10% とした場合、</p> <p>権利行使価格①： 99.000 権利行使価格②： 98.800 権利行使価格③： 98.600 権利行使価格④： 98.400 権利行使価格⑤： 98.200 権利行使価格⑥： 98.000</p> <p>となります。</p>
<p>権利行使の型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロピアンタイプ（権利行使期間にのみ権利行使可能） ・自動権利行使（判定時間になり、権利行使価格に到達していれば自動的に権利行使され、到達していなければ自動的に権利は消滅します。）
<p>購入価格の決定方法</p>	<p>コールオプションおよびプットオプションの購入価格はおのこの、「取引終了までの期間」、「原資産価格」等のいくつかの要因を用いてブラック・ショールズ式を用いた結果得られた値に、スプレッドを考慮して算出します。従ってコールオプションおよびプットオプションの取引価格の合計は、スプレッドを加味した価格が上乗せされるためペイアウト額とは一致いたしません。</p> <p>計算例： ペイアウト額 1,000 円 ≠ コールオプション価格 620 円 + プットオプション価格 420 円</p> <p>※スプレッドが 40 円の場合となり、実際のスプレッドとは異なります。</p> <p>また「取引終了までの期間」や「原資産価格」が変動することにより、取引価格もリアルタイムで変動します。そのため、判定時間直前や原資産価格の急激な変動により、取引価格が急激に変動する場合があります。</p>

売却価格の決定方法	<p>購入価格の決定方法と同様の方法で算出されます。</p> <p>計算例： ペイアウト額 1,000 円 ≠ コールオプション価格 580 円 + プットオプション価格 380 円</p> <p>※スプレッドが 40 円の場合となり、実際のスプレッドとは異なります。</p>
権利行使の判定方法	<p>判定時間の原資産の価格と権利行使価格を比較します。</p> <p>① コールオプション：判定価格が権利行使価格以上の場合 プットオプション：判定価格が権利行使価格より低い場合 →1 口あたり 1,000 円のペイアウトが生じます。</p> <p>② 判定時刻ちょうどに価格情報が得られない場合 →判定直前の価格を判定レートとします。</p> <p>※判定価格が得られない場合の直前の価格については、1 分程度前までさかのぼって参照します。1 分以上レートが提示されていない場合は、回号中止等の判断を行う場合があります。</p>
権利行使価格の追加	なし。

■ 取引について

取引方法	新規注文は購入のみです。売建（ショートポジション）の取り扱いはありません。（取引可能期間中は購入したオプションの売却は可能です。）
取引数量の上限	<p>① 購入可能口数</p> <p>1 通貨ペア、1 回号ごとに累積で最大 500 口まで取引可能。（買付した 500 口を売却したとしても、同一通貨ペア：同回号で再度 500 口を買付することはできません。）投資可能金額の設定により、購入可能口数の上限が異なります。</p> <p>投資可能金額 1 万円以上 10 万円未満 購入可能口数 10 口 投資可能金額 10 万円以上 50 万円未満 購入可能口数 25 口 投資可能金額 50 万円以上 100 万円未満 購入可能口数 50 口 投資可能金額 100 万円以上 300 万円未満 購入可能口数 100 口 投資可能金額 300 万円以上 600 万円未満 購入可能口数 300 口 投資可能金額 600 万円以上 購入可能口数 500 口</p>

	<p>② 損失限度額（年間） お客さまの被った損失額が、損失限度額（お客さまよりご申告いただいたバイナリーオプションへの投資可能金額の範囲内で選択可能です。）を超えた場合、ご連絡させていただき、1年間口座のご利用を停止させていただきます。</p> <p>③ 取引限度額（一日） 過度なお取引を防止するため、お客さまの一日に購入可能なオプションは500万円までとさせていただきます。</p>
取引単位等	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時：1口単位（1口あたりの金額は10円+スプレッド～990円の間で変動） ※当社注文受付時点で、価格が1,000円となった場合は注文不成立。 ・ペイアウト金額：1口あたり1,000円 ・売却時：購入時の取引数量ごと（1口あたり10円～1,000円-スプレッド金額） ※オプション購入時の1回の取引数量については分割して売却することはできません。全口数の売却となりますのでご注意ください。
呼び値の単位	<p>オプション1口あたりでの最小の値幅（刻み値）は10円です。</p>
取引停止条件	<p>① 経済環境の急変等により、お客さまの取引が一部のオプションに偏重し、当社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回事の新規の買付を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。</p> <p>② システム障害等で、取引が継続できないと判断した場合は、マニュアルにて取引停止（売却を含む）および、状況に応じて、強制払い戻し（購入金額の返金）を実行します。</p> <p>③ 「オプトレ！」取引により生じた損失が、お客さまが設定された損失限度額を超過した場合、損失が発生した日の翌営業日から同年12月の最終営業日まで取引を停止させていただきます。</p> <p>④ 「オプトレ！」の1日の取引額が、500万円（1日のお取引限度額）を超過した場合、超過した翌回号から、当日の11回号終了まで取引を停止させていただきます。</p> <p>⑤ オプトレ！取引に関して、当社が認めていないシステムツール等を、お客さまが利用していると当社にて判断した場合、取引を停止させていただきます。</p>

■ 注文・ペイアウトの種類

購入	オプションの新規の購入。成行注文のみとなります。
売却	<p>購入したオプションの売却。1度に購入したオプションの数量の一部のみを売却することはできず、成行注文のみとなります。</p> <p>また、1回の購入単位を最小の単位として、以下の方法での一括売却も可能です。</p> <p>①全てのオプションの売却 ②購入単位ごとの複数オプションの選択売却 ③通貨ペアごとの一括売却</p> <p>下記のような場合等は一括売却を選択されたとしても、全部もしくは一部注文の執行がなされないことがあります。</p> <p>a. 一括売却注文は、購入がなされた順番（先入先出）に売却を執行します。そのため、後の順で執行される注文が売買可能時間を超過してしまうと、売却の執行が間に合わないことがあります。</p> <p>b. 為替市場の急激な変動等の要因により、オプション価格の生成がなされていない場合、注文の執行ができません。この場合、一括売却注文を発注されたとしても、価格が生成されていないオプションについては売却が執行されません。</p> <p>一括売却注文を行っても執行されなかった注文がある場合、画面上に不執行の旨が表示されます。不執行となったオプションは残高が残っているため、残高の表示をご確認ください。 (スマートフォン経由での発注の場合は、一括売却は選択できません。)</p>
ペイアウト（権利行使）	判定時に、判定価格が権利行使価格に達していた場合（インザマネー）、1口あたり1,000円のペイアウトがあります。
権利消滅	判定時に、判定価格が権利行使価格に達していなかった場合（アウトオブザマネー）のことで、ペイアウトは一切ありません。

■ その他

必要証拠金	オプトレ！は保証金取引ではありません。
追加証拠金	オプトレ！では、購入時に代金を全額お支払いいただくため、追加での金銭（いわゆる追加保証金）の請求を行うことはありません。
ロスカット規制	オプトレ！では、購入時の代金を超えて損失が生じる可能性はありませんので、損失を限定するためのロスカットはありません。

区分管理	店頭外国為替証拠金取引外貨 ex 口座と同様に区分管理を行っております。
知識確認テスト	オプトレ!の取引を開始する前に、オプションおよびバイナリーオプションに関する知識確認テストを受けていただきます。知識確認テストにて一定の点数を取っていただいた方が、お取引を開始することができます。

平成 25 年 11 月 30 日改訂

平成 26 年 4 月 19 日改訂

平成 26 年 12 月 13 日改訂

平成 27 年 4 月 4 日改訂

平成 25 年 12 月 21 日改訂

平成 26 年 8 月 9 日改訂

平成 27 年 1 月 31 日改訂

平成 27 年 5 月 9 日改訂

平成 26 年 3 月 1 日改訂

平成 26 年 11 月 8 日改訂

平成 27 年 3 月 14 日改訂

平成 27 年 6 月 27 日改訂